

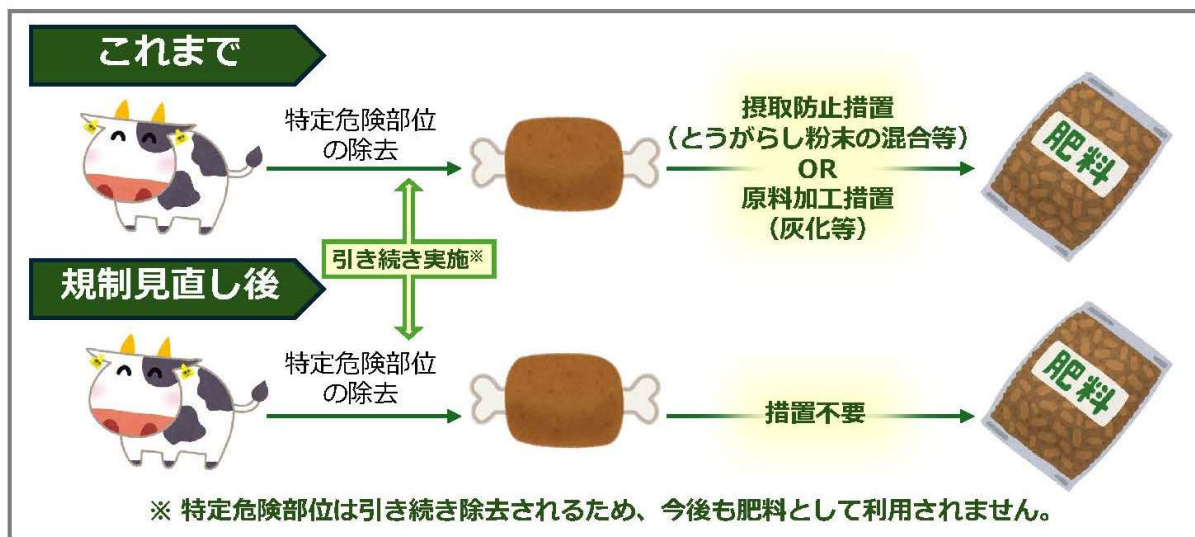
牛、めん羊、山羊又は鹿を飼養し、牧草地等を所有している皆さまへ

令和7年9月から

BSEに係る肥料規制の見直しが行われました

～今回の改正内容～

牛等由来の原料を使用して肥料を生産する際、原料加工措置及び摂取防止措置は原則不要となり、管理措置が行われていない牛等由来肥料の流通が再開されます。



畜産関係の皆様へのお願い

牛等由来たん白質を使用した肥料を牛等が誤って摂食しないよう、引き続き、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。また、牧草地等に施用しないでください。

～BSEに関する肥料規制の主な改正～

平成13年10月	国内でBSEが発生し、牛等由来肥料の製造・出荷が一時停止
平成26年10月	「原料加工措置又は摂取防止材等の混合」を条件とし、牛の部位を原料とする肥料の利用を全面的に再開
令和2年4月	めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料についても利用を再開
令和7年9月	牛等由来肥料の摂取防止措置及び原料加工措置を原則不要に

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

